

41 児童相談所

18歳未満のこどものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的なこどもにかかわる相談を受け付ける市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

《児童虐待に関する相談・通告先》

連絡先	電話番号	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく）	24 時間 365 日対応
テレホン児童相談	028-665-7788	毎日 9:00～20:00

《虐待、養育等児童に関するあらゆる相談》

窓口	管轄区域	住所	電話番号
中央児童相談所	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
県南児童相談所	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058

※受付時間は平日（土日、休日を除く）8:30～17:15

支援業務	概要	備考
(1) 相談業務等	児童虐待や育児の悩み等について、保護者やこどもからの相談に対応しています。 必要な場合は、こどもを一時保護したり、施設に措置したりします。	

42 児童福祉施設

種類	概要	備考
(1) 乳児院	保護者の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。	《問合せ》 児童相談所
(2) 児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこどもその他環境上養護を必要とするこどもを入所させ養育し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。	
(3) 児童心理治療施設	家庭環境等の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所または	《問合せ》 児童相談所

	通所させ、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療と生活指導を行い、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。	
(4)児童自立支援施設	不良行為をした（又はなすおそれのある）こども及び家庭環境等の理由により、生活指導等を要するこどもを入所または通所させ、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。	
(5)母子生活支援施設（母子寮）	経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。 入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。 また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。	《入所申込み》 居住地の福祉事務所（別表6）（P115）
《緊急母子一時保護》	経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。 （対象要件等） 以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童 ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子 ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子	

43 ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

《連絡先》別表 14（P126）参照

支援業務	概要	備考
各種サポート	以下のような事業を実施しています。 ① 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、こどもを預かる。 ② 保育施設までの送迎を行う。 ③ 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際、こどもを預かる。 ④ 買い物等外出の際、こどもを預かる。	※利用には会員登録が必要です。あらかじめ各センターにお問い合わせください。

44 栃木県教育委員会・市町教育委員会

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する事業を行っています。

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	児童生徒に関する諸問題についての相談のほか、家庭養育やしつけ、いじめや不登校などこどもの抱える問題に関する保護者のための電話相談や、いじめや不登校、その他学校生活に関する児童生徒のための電話相談などがあります。	

《不登校、いじめ、障害など、こどもに関する相談》

窓口	住所	電話番号	受付時間
栃木県総合教育センター こどもと保護者の教育相談（要予約）	宇都宮市瓦谷町 1070	028-665- 7210、7211	土日、祝日を除く 9:30～17:15

《いじめや不登校その他学校生活に関する問題についての相談》

※土日、祝日を除く 9:00～16:00

窓口	管轄区域	住所	電話番号
河内教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談窓口	宇都宮市、上三川町	宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	028-626-3184
上都賀教育事務所 いじめ・不登校等対策チ ームスマイル相談室	鹿沼市、日光市	鹿沼市今宮町 1664-1 上都賀庁舎	0289-62-0162
芳賀教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談ダイヤル	真岡市、益子町、 茂木町、市貝町、 芳賀町	真岡市荒町 116-1 芳賀庁舎	0285-82-5274
下都賀教育事務所 いじめ・不登校等相談ダ イヤル	栃木市、小山市、 下野市、壬生町、 野木町	栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎	0282-23-3782

塩谷南那須教育 事務所 いじめ・不登校等対策 チーム安心ダイヤル	矢板市、さくら 市、那須烏山 市、塩谷町、高 根沢町、那珂川 町	矢板市鹿島町 20-22 塩谷庁舎	0287-43-0609
那須教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談電話	大田原市、那須 塩原市、那須町	大田原市本町 2 丁目 2828-4 那須庁舎	0287-23-2194
安足教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談窓口	足利市、佐野市	佐野市堀米町 607 安蘇庁舎	0283-23-5479

《ホットほっと電話相談・メール相談》

支援業務	概要	備考
家庭教育ホットライン (保護者専用)	028-665-7867	平日 8:30~21:30 土 8:30~17:30 (日曜・祝日・年末年始を除く)
いじめ相談さわやかテレホン (こども専用)	028-665-9999	24 時間 365 日対応
24 時間こども SOS ダイヤル	0120-0-78310	全国共通ダイヤルです。 ※県内でかけると「いじめ相談さわやかテレホン」に接続します。
ホットほっとメール相談	栃木県電子申請システムから相談できます。 (利用者登録は不要です。) 保護者とこどもが対象です。回答は原則 1 回のみとなります。	

《市町教育委員会》別表 15 (P127) 参照

45 学校

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

支援業務	概要	備考
(1) スクールカウンセラー	スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラー等を派遣し、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。	※在籍する学校にお問い合わせください。

46 (独) 日本スポーツ振興センター

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、全国 6 か所の事務所で災害共済給付や学校安全支援業務を行っています。

連絡先	(独) 日本スポーツ振興センター 東京給付課 (03-5410-9162)	
支援業務	概要	備考
(1) 災害共済給付	義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。 給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。 また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。	※共済掛金が必要です。 ※在籍する学校にお問い合わせください。

47 栃木県交通事故相談所

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

窓 口	栃木県交通事故相談所
住 所	宇都宮市埴田 1-1-20 県民プラザ室内
電話番号	028-623-2188
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～11:30／13:00～15:30

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関の紹介を行っています。予約制による巡回相談も実施しています。	

《巡回相談》

場所	住所	実施日等	備考
那須県民相談室	大田原市本町2丁目 2828-4 那須庁舎	第2・第4水曜 10:00～11:00 13:00～14:00	《予約受付》 028-623-2188 ※巡回相談の予約受付は、相談日の3日前（土日祝日を除く）までとなります。
足利市役所 市民相談室	足利市本城 3-2145	第1・第3火曜 10:00～11:00 13:00～14:00	
佐野市役所 市民生活課	佐野市高砂町 1	第2金曜 13:30～15:30	
小山市役所 市民相談室	小山市中央町 1-1-1	第2・第4火曜 10:00～11:00 13:00～14:00	

48 栃木県交通安全活動推進センター

交通安全活動推進センターは、道路交通法に基づき、交通事故防止や交通安全に関する広報活動などを実施しているほか、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

窓 口	栃木県交通安全活動推進センター（栃木県交通安全協会内）	
住 所	宇都宮市昭和 3-2-8 しもつけ会館	
電話番号	028-622-8483	
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～16:00	
支援業務	概要	備考
(1)交通事故相談	交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復についての相談に応じ、適切な助言をしています。	

49 (公財) 日弁連交通事故相談センター

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等、交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

窓 口	(公財) 日弁連交通事故相談センター 栃木相談所
住 所	宇都宮市明保野町 1-6 栃木県弁護士会館内
電話番号	028-689-9001

支援業務	概要	備考
(1) 電話相談	相談できる内容は、自賠責保険に加入することを義務づけられている車両による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題です。 電話のみでは事故状況を十分に把握できない恐れがあるので、簡単な事故相談に限り、10 分間程度の相談となります。	0120-078325 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00~16:30 ※第 5 週を除く月・水は 19:00 まで
(2) 面接相談	損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が無料で面接相談を行います。 また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。 相談できる時間は 30 分間程度、原則として 5 回まで相談可能です。	※栃木相談所に電話でお申込みください。
(3) 高次脳機能障害面接相談	自動車事故による高次脳機能障害について、面接相談と電話相談を行っています。 面接相談は全国 8 か所の相談所で受け付けています。	《電話相談及び面接相談予約》 東京（本部） 03-3581-4724

50 (公財) 交通事故紛争処理センター

自動車事故に遭われた方や示談を巡る損害賠償の問題に対して、中立公正な立場で、迅速に当事者間の紛争解決のお手伝いをする法人です。

窓 口	(公財) 交通事故紛争処理センター さいたま相談室
住 所	埼玉県さいたま市大宮区下町 1-8-1 大宮下町 1 丁目ビル 7F
電話番号	048-650-5271
受付時間	平日（土日、祝日、年末年始を除く）9:00~17:00

支援業務	概要	備考
(1) 和解のあっせん、審査	自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、相談担当弁護士による和解のあっせんや、法律の専門家による審査を無料で行います。	※電話予約が必要です。

51 （一社）日本損害保険協会

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的として設立された法人です。「そんぽ ADR センター」を設置し、相談・苦情・紛争に対応しています。

窓 口	そんぽ ADR センター東京
住 所	東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7F
電話番号	03-4332-5241

支援業務	概要	備考
(1) そんぽ ADR センター	専門の相談員が、損害保険や交通事故に関する相談に対応しています。 また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社※とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や、損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。 ※協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。	0570-022808 (全国共通・通話料有料) または、 03-4332-5241 《受付時間》 9:15～17:00 (祝日・休日、12/30～1/4 を除く)

52 （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険金・共済金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による自動車事故被害者の保護を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関です。被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。また、自賠責保険金・共済金の支払に関する事項に限り、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

窓 口	（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（本部）
住 所	東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11F
電話番号	0120-159-700
受付時間	平日（土日、祝日、12/28～1/4 を除く）9:00～12:00／ 13:00～17:00

支援業務	概要	備考
(1) 紛争処理	自賠責保険金・共済金の支払に係る紛争について、自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。 ※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。	《相談電話》 0120-159-700 (無料)

53 (独) 自動車事故対策機構 (NASVA)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

窓 口	(独) 自動車事故対策機構 (NASVA) 栃木支所
住 所	宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 2F
電話番号	028-651-2701

支援業務	概要	備考
(1) 介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。 次のいずれかに該当する方が対象です。 ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方 ②自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方 ・①と同程度の障害を受けたと認められる方 ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方 ③平成12(2000)年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級(脳損傷の認定を受けた方に限りま	※詳しくは、栃木支所にお問い合わせください。

	す。)と認定された方	
(2)生活資金貸付	自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。	※詳しくは、栃木支所にお問い合わせください。
交通遺児等貸付	自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。	
不履行判決等貸付	自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等の結果が出ていても、損害賠償を受けられない方に対して無利子の貸付を行っています。	
後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付	自動車事故による被害者の方で、後遺障害が残る場合に自賠責保険（共済）の後遺障害保険（共済）金の支払いを受けるまでの間に対して無利子の貸付を行っています。	
保障金一部立替貸付	ひき逃げや無保険車による事故の被害者の方に対して、政府の保障事業の保障金の支払いを受けるまでの間、無利子の貸付を行っています。	
(3)相談業務	介護料受給資格を有する方やそのご家族の方からの在宅介護等に関する相談に応じるため、各主管支所に在宅介護相談窓口を開設しています。介護士や介護福祉士、ホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員が対応します。 また、各支所に被害者援護員を配置して、交通遺児等の家庭からの問合せや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。 交通事故被害者ホットラインでは、交通事故に起因する悩み事に応じて相談窓口を案内しています。	東京主管支所 03-3621-9941 《受付時間》 火・金 9:00～12:00 13:00～16:00 栃木支所 028-651-2701 《ホットライン》 0570-000738 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00～12:00 13:00～16:00

54 （公財）交通遺児等育成基金

自動車事故で亡くなられた方のお子様（交通遺児）が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入すると、この拠出金を基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの補助金を加えてお子様が満 19 歳に達するまで「(1)育成給付金の支給」をしています。また、義務教育終了前の交通遺児又は交通重度後遺障害を負われた方のお子様が有する、特に生計困窮度の高い家庭を対象に、「(2)生活資金等の支給」をしています。

窓 口	（公財）交通遺児等育成基金
住 所	東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7F

電話番号	0120-16-3611 又は 03-5212-4511
ホームページ	https://www.kotsuiji.or.jp

支援業務	概要	備考
(1) 育成給付金の支給	基金には、満 16 歳未満の交通遺児で、一定の拠出金を拠出できる方であれば、どなたでも加入できます。 ※加入時の年齢により拠出金の金額や育成給付金の受取総額は異なります。	※詳しくは、ホームページを参照してください。
(2) 生活資金等の支給 越年資金	生計困窮度の高い家庭を対象に、申請により支給しています。 その家庭が新年を迎えるにあたり生活資金を必要とする場合に支給します。 《給付金額》 お子様 1 人につき 3 万円	
入学支度金	お子様が小学校、中学校に入学する場合に入学準備のお祝いとして支給します。 《給付金額》 お子様 1 人につき 6 万円	
進学等支援金	お子様が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に激励として支給します。 《給付金額》 お子様 1 人につき 6 万円	
緊急時見舞金	交通遺児等又はその扶養者が死亡、又は重度の後遺障害を被った場合や、災害等により家屋等が甚大な被災をした場合に見舞金として支給します。 《給付金額》 1 家庭 10 万円 (家屋等の全壊・半壊以外の被災は 5 万円)	

55 (公財) 交通遺児育英会

交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障害を負ったため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）して、高校や大学などへの進学を支援し、社会有用の人材を育成することを目的としています。

窓 口	(公財) 交通遺児育英会
住 所	東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3F
電話番号	03-3556-0771 (代表)
ホームページ	https://www.kotsuiji.com

支援業務	概要	備考
(1) 奨学金の貸与（一部給付）	高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与します（一部給付制度があります）。 申込年齢は 25 歳まで（元高校奨学生は 29 歳まで）となっています。	※詳しくは、ホームページを参照してください。 《資料請求》 奨学課 0120-521286 03-3556-0773

56 (公財) 栃木県暴力追放県民センター

安全で住み良い地域社会の実現のため、暴力団員等による不当な要求等の防止に関する広報啓発・相談事業や、犯罪被害者の救済事業、暴力団排除組織への支援事業等を行っています。

窓 口	(公財) 栃木県暴力追放県民センター
住 所	宇都宮市昭和 3-2-8 しもつけ会館内
電話番号	028-627-2995 (代表)
受付時間	平日(土日、祝日を除く) 9:00~17:00

支援業務	概要	備考
(1) 暴力団員による犯罪の被害者救済活動	暴力団に関する困りごと相談をはじめ、暴力団員から犯罪被害を受けた方への見舞金の支給や損害賠償請求の支援、組事務所使用差止請求訴訟の提起や防犯カメラ等の資材の貸出などを行っています。	《電話相談》 028-627-2600 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00~16:00 (午後0時~午後1時を除く) 《無料弁護士相談》 毎月第3水曜 13:30~15:30
(2) 暴力団員の排除を行う組織への支援活動	地域・職域組織が行う活動の支援や、不当要求防止責任者講習の開催などを実施しています。	
(3) 少年や組織離脱希望者に対する支援活動	少年を暴力団から守る活動や、暴力団組織から離脱し、社会復帰を目指す組員の支援活動を行っています。	
(4) 広報啓発・暴力団排除対策の調査研究活動	暴力団排除に関する広報や暴力団追放県民大会等の開催、反社会的勢力に関する情報収集や調査研究を行っています。	

57 栃木県消費生活センター・各市町消費生活センター

県及び各市町に設置された機関で、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が公正な立場で受け付け、消費者が自主解決できるよう助言・あっせん、情報提供などを行っています。

電話又は来所により相談を受け付けています。

《県、市町の消費生活センター》

窓口・住所	電話番号	受付時間
栃木県消費生活センター (宇都宮市塙田 1-1-20 暮らし安全安心課内)	028-625-2227	月～金 9:00～16:00
宇都宮市消費生活センター (宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道スクエア 5F 宇都宮市民プラザ内)	028-616-1547	電話相談 9:00～17:30 来所相談 10:00～17:30 ※土日、祝日は 16:30 まで
足利市消費生活センター (栃木県足利市南町 4254-1 ニューミヤコホテル 1F)	0284-73-1211	月～金 9:00～16:00
栃木市消費生活センター (栃木市万町 9-25 本庁舎 2F 市民生活課内)	0282-23-8899	月～金 9:00～16:00
佐野市消費生活センター (佐野市高砂町 1)	0283-20-3015	月～金 9:00～16:00
鹿沼市消費生活センター (鹿沼市今宮町 1688-1 行政棟 2F)	0289-63-3313	月～金 9:00～16:00
日光市消費生活センター (日光市今市 412-1 日光ランド マーク 3F)	0288-22-4743	月～土 10:00～16:00
小山市消費生活センター (小山市中央町 2-2-21 旧保健福 祉センター 1F)	0285-22-3711	月・火・木・金 9:00～15:00
真岡市消費生活センター (真岡市荒町 5191 真岡市役所 2F)	0285-84-7830	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
大田原市消費生活センター (大田原市本町 1-3-1 A 別館 2F) ※大田原市、那珂川町	0287-23-6236	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
矢板市消費生活センター (矢板市本町 5-4 生活環境課内) ※矢板市、塩谷町	0287-43-3621	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須塩原市消費生活センター (那須塩原市桜町 1-5 いきいき ふれあいセンター 1F)	0287-63-7900	月～金 8:30～17:00
さくら市消費生活センター (さくら市氏家 2771)	028-681-2575	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須烏山市消費生活センター (那須烏山市中央 1-1-1 商工観 光課内)	0287-83-1014	月～金 9:00～12:00/13:00～16:30
下野市消費生活センター (下野市笹原 26 安全安心課内)	0285-44-4883	月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
上三川町消費生活センター (上三川町しらさぎ 1-1 地域生 活課内)	0285-56-9153	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町大字益子 2030) ※益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-81-3881	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
壬生町消費生活センター (壬生町大字壬生甲 3841-1)	0282-82-1106	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
野木町消費生活センター (野木町大字丸林 571 産業振興 課内)	0280-23-1333	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
高根沢町消費生活センター (高根沢町大字石末 2053)	028-675-3000	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須町消費生活センター (那須町大字寺子丙 3-13)	0287-72-6937	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00

《その他》

窓口	電話番号	備考
消費者ホットライン （（独）国民生活センター）	188（いやや）	全国共通の電話番号です。 最寄りの消費生活センターを案内します。 土日、祝日も電話を受け付けます。 《受付時間》 10:00～16:00

58 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）

当センターの事業は、県が、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」、ひきこもり対策推進事業実施要領に基づく「ひきこもり地域支援センター」として、（一社）栃木県若年者支援機構に委託することにより実施しています。

ひきこもり、ニート、不登校など様々な悩みや困難を抱えるこども・若者や、そのご家族からの相談に応じています。

窓 口	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター （ポラリス☆とちぎ）
住 所	宇都宮市下戸祭 2-3-3
相談電話番号	028-643-3422 028-643-3438（中高年ひきこもり専用電話）
受付時間	火～土 10:00～19:00 ※祝日を除く
メール相談	soudan@polaris-t.net

59 （社福）栃木いのちの電話

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

電話相談窓口	電話番号	備考
栃木いのちの電話 （宇都宮センター）	028-643-7830	365 日 24 時間受付
（足利センター）	0284-44-0783	365 日 15:00～21:00

支援業務	概要	備考
(1) 相談業務	自殺を考えている人や、孤独で誰にも相談できない方々に対し、一定の研修を受けた相談員が年中無休で相談に応じます。相談は無料です。	

60 日本年金機構

年金等に関する相談を受け付けています。

窓口・住所	管轄区域		電話番号	受付時間
	健康保険 厚生年金保険	国民年金		
宇都宮東年金事務所 (宇都宮市元今泉 6-6-13)	宇都宮市、真岡市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡、高根沢町、那珂川町	宇都宮市、真岡市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡、高根沢町、那珂川町	028 683-3211	月～金 8:30～17:15 週初の開所日 8:30～19:00 第2土曜 9:30～16:00 ※受付は、土日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く
宇都宮西年金事務所 (宇都宮市下戸祭 2-10-20)	宇都宮市(東事務所管内以外)、鹿沼市、上三川町	宇都宮市(東事務所管内以外)、鹿沼市、上三川町	028 622-4281	
大田原年金事務所 (大田原市本町 1-2695-22)	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	0287 22-6311	
栃木年金事務所 (栃木市城内町 1-2-12)	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282 22-4131	
今市年金事務所 (日光市中央町 17-3)	日光市、塩谷町	日光市、塩谷町	0288 88-0082	

61 全国健康保険協会栃木支部(協会けんぽ栃木支部)

全国健康保険協会加入者の方の健康保険に関する相談を受け付けています。

窓 口	全国健康保険協会栃木支部(協会けんぽ栃木支部)
住 所	宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7F
電話番号	028-616-1691(代表)
受付時間	平日(土日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く) 8:30～17:15

62 税務署

国税に関する相談全般を受け付けています。

※電話相談、来署相談(予約制)があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

窓口・住所	管轄区域	電話番号	備考
宇都宮税務署 (宇都宮市昭和 2-1-7)	宇都宮市、上三川町	028-621-2151	《国税相談専用ダイヤル》 0570-00-5901
足利税務署 (足利市伊勢町 4-18-2)	足利市	0284-41-3151	
栃木税務署 (栃木市河合町 1-29)	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-22-0885	※土日、祝日を除く 8:30～17:00

佐野税務署 (佐野市若松町 425)	佐野市	0283-22-4366	
鹿沼税務署 (鹿沼市東末広町 1934-24)	鹿沼市、日光市	0289-64-2151	
真岡税務署 (真岡市荒町 5178)	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2115	
大田原税務署 (大田原市紫塚 1-5-54)	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-22-3115	
氏家税務署 (さくら市氏家 2431-1)	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	028-682-3311	